

# 合 併 協 定 書

平成16年 2 月19日

松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町

- 1 合併の方式  
合併の方式は、松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成17年1月1日とする。
- 3 新市の名称  
新市の名称は、「松阪市」とする。  
読み方については、「まつさかし」とする。
- 4 新市の事務所の位置  
新市の事務所の位置は、当分の間、現松阪市庁舎とする。
- 5 財産及び債務の取扱い  
5市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
  - (1) 新市の議会の議員の定数は、34人とする。
  - (2) 5市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後7か月間（平成17年7月31日まで）、引き続き新市の議会の議員として在任する。
  - (3) 議会の議員の報酬については、松阪市の例による。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
  - (1) 新市に1つの農業委員会を置く。
  - (2) 選挙による委員の定数は40人とする。
  - (3) 5市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し80人を互選により選出し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
  - (4) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併時まで調整する。

## 8 地方税の取扱い

5 市町間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。

### (1) 個人住民税

均等割額…松阪市の例による。

ただし、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例（不均一の課税）を適用することにより、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間は、現行額のとおり据え置くものとする。

納期…松阪市、嬉野町、三雲町及び飯高町の例による。

### (2) 固定資産税

納期…松阪市の例による。

### (3) 都市計画税

松阪市の例による。

ただし、新市移行後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し、課税を行うものとするが、当該見直しを行うまでの間は、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例（課税をしない）を適用することにより、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行わないものとする。

なお、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度を経過した時点で、市街化区域の見直しが完了していない場合にあっては、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行うものとする。

### (4) 特別土地保有税

納税義務者…松阪市、嬉野町及び三雲町の例による。

### (5) 軽自動車税

納期…三雲町の例による。

### (6) 入湯税

飯高町の例による。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

5 市町の一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(1) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職名、任免等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図るものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。なお、現職員については現給を保障する。

#### 10 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令に定めるところにより調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令に定めるところによる。給料については、松阪市の例に基づき調整する。
- (2) 各種行政委員会の委員数、任期については、法令に定めるところによる。報酬については、松阪市の例に基づき調整する。
- (3) その他の特別職の職員（附属機関を除く。）で、新市において引き続き設置する必要があるものについては、現行の委員数、任期、報酬額に基づき調整する。

#### 11 地域審議会の取扱い

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、必要な区域に地域審議会を設置する。

#### 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一するものとし、合併協議会において協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統合、改廃を行い、次の区分により新たに整備するものとする。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に限り暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

#### 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の組織・機構については、住民福祉の増進を図るよう十分配慮し、効率的・効果的に整備を図るものとする。

また、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町の役場庁舎を支所（地域振興局）として有効活用することにより、地域の特性を活かしバランスの取れた振興整備を図るものとする。

14 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合、広域連合等

一部事務組合、広域連合等については、関係市町村、関係組合等との協議・調整に努めるものとする。

(2) 土地開発公社

一志中部土地開発公社及び飯多土地開発公社については、松阪市土地開発公社に、それぞれの土地開発公社の債権の一部を譲渡し、債務（業務）の一部を引き継ぎ、合併の日の前日までに離脱又は解散するものとする。

松阪市土地開発公社については、一志中部土地開発公社及び飯多土地開発公社の債権の一部を譲受し、債務（業務）の一部を引き受け、新市において、新市の土地開発公社として存続するものとする。

(※ 「一部」とは、それぞれ関係団体に係る部分をいう。)

(3) その他の地方公社（第三セクター等を含む。）

その他の地方公社については、現行のとおりとする。

15 使用料及び手数料等の取扱い

使用料及び手数料等については、基本的に統一するものとする。

ただし、施設使用料等については、現行のとおりとし、新市において調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市における速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

17 附属機関等の取扱い

附属機関等については、原則として新市発足時に統合するものとする。

18 補助金・交付金等の取扱い

(1) 5市町で同一又は同種のものについては、統一を図るよう調整する。

(2) 5市町でそれぞれ独自のものについては、事業内容を考慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

19 町・字名の区域及び名称の取扱い

- (1) 字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 町、字の名称については、松阪市は従前のおりとし、嬉野町は「一志郡嬉野町」を「松阪市嬉野」に置き換えた上で大字名の後に「町」を加えるものとし、三雲町は「一志郡三雲町」を「松阪市」に置き換えた上で大字名の後に「町」を加えるものとし、飯南町及び飯高町は「飯南郡」を「松阪市」に置き換えるものとする。

また、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町においては、「大字」の表記を削除するものとする。

【例】	一志郡嬉野町大字須賀	→	松阪市 嬉野須賀町
	一志郡三雲町大字曾原	→	松阪市 曾原町
	飯南郡飯南町大字粥見	→	松阪市 飯南町粥見
	飯南郡飯高町大字宮前	→	松阪市 飯高町宮前

20 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足時に制定する。
- (2) 市民憲章、キャッチフレーズ、市の花・木・鳥、市民歌、友好都市、宣言及び表彰については、新市において検討し、新たに制定するものとする。

21 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織については、合併後、新市消防団において調整する。
- (2) 出初式については、合併時まで調整する。

22 各種事務事業の取扱い

22-1 広報広聴関係事業

(1) 広報紙の発行

合併時に広報紙の統一を図る。原則として、発行回数は月1回、発行日は毎月上旬とする。ただし、合併後当分の間は、臨時発行することも含め、合併時まで調整する。

(2) 住民提案制度等

新市において速やかに検討する。

## 22-2 ケーブルシステム事業

飯南町ケーブルシステム及び飯高町ケーブルシステムについては、新市において市営ケーブルシステムとして事業及び施設を引き継ぐものとする。

## 22-3 国際交流事業

- (1) 国際交流・研修等の制度  
新市において制度の見直しを図る。
- (2) 国際交流協会  
新市において新たに加入する。
- (3) 国際化推進計画  
新市において新たに策定する。

## 22-4 コミュニティ施策

- (1) 住民活動等のコミュニティ施策  
住民活動の更なる高揚に資するため、新市において引き続き推進するものとする。
- (2) 住民自治組織  
5市町における自治会・区長会等の組織については、自主的コミュニティ活動の発展のため引き続き支援し、新市において速やかに調整する。  
合併時までには、行政から自治会・区長会に対する委託業務の見直しを図る。

## 22-5 電算システム事業

電算システム事業の取扱いについては、行政サービスの低下を招かないよう合併時までには電算システムの統合を図る。

- (1) 住民基本台帳、税等の基幹業務については、松阪市のシステムに統合する。
- (2) その他の個別業務については、それぞれ担当部署において調整を図る。

## 22-6 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合  
松阪市の例による。
- (2) 前納報奨金  
合併時に廃止する。

## 22-7 窓口業務

窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、さらに現在のサービスを向上させるよう、新市移行後検討を続ける。

## 22-8 消防防災関係事業

### (1) 地域防災計画

新市において速やかに作成する。

### (2) 災害発生時の応急対策

合併時までに調整する。

### (3) 三重県防災行政無線

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### (4) 市町防災行政無線及び同報無線（有線）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において充実させる方向で調整する。

### (5) 防犯灯設置関係事務

5市町管理の防犯灯は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市ですべて管理する。防犯灯設置のルールは、合併時までに調整する。なお、自治会設置の防犯灯については、補助金交付要綱で対応する。

## 22-9 交通関係事業

### (1) 交通指導員設置

松阪市の例により新市に引き継ぐ。

### (2) 交通安全施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### (3) 幼児交通安全クラブ

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### (4) 地方バス路線

現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 22-10 人権施策

### (1) 「人権教育のための国連10年」松阪市行動計画

松阪市の例により新市に引き継ぐ。

### (2) 人権教育

人権が尊重される地域づくりを視点において、5市町の事業をそれぞれ実施する方向で調整する。



#### 22-11 男女共同参画事業

男女共同参画事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

#### 22-12 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務事業及びごみ処理事業については、現行のとおりとするが、原則に基づき新市において処理できるよう速やかに調整する。

#### 22-13 環境対策事業

##### (1) 環境基本計画

新市において新たに策定する。

##### (2) ISO14001運用事業

合併前に認証継続の是非を協議する。その結果認証継続を行う場合は、5市町のシステムの中で、ベースとなるものを選び、そのシステムを改良し、認証の拡大を行っていく方向で調整する。

#### 22-14 介護保険事業

##### (1) 介護保険給付

現行のとおり新市に引き継ぐ。

##### (2) 介護保険料（第1号被保険者保険料）

平成17年度まで現行の料率とし、平成18年度から新市において設定する。

#### 22-15 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、被保険者に対する負担の公平やサービスの均一化に留意する。

##### (1) 国民健康保険の税率

新市において統一するものとする。

##### (2) 保健事業

新市において調整するものとする。

## 22-16 保健衛生事業

- (1) 環境衛生関係事業  
従来の経緯、実情を配慮し、新市において速やかに調整する。
- (2) し尿関係業務  
それぞれの実情を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整する。
- (3) 健康診査の検査項目数及び対象年齢  
平成17年度から拡大するよう調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (4) 健康診査の自己負担額  
合併時に統一する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (5) 集団・個別の実施区分  
医療機関の有無や医療機関の受け入れ態勢などの地域性を考慮し調整する。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (6) 老人保健事業の個人負担金徴収対象者  
国の費用徴収基準に準じて、当該年度分の市町村民税課税世帯の対象者とする。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。
- (7) 事業実施にあたっては、新市において医師会等関係機関と調整を図り、新市全域における公平なサービスの提供に努める。

## 22-17 健康づくり事業

- (1) 健康日本21計画  
現行の計画に基づき、新市において策定する。
- (2) 保健・医療・福祉総合センター建設  
現行の施設検討委員会（松阪市）に4町から委員を加え、関係町の保健福祉センターのあり方も含め、検討を進める。
- (3) 健康づくり事業  
新市の保健計画に基づき、新市において調整する。

## 22-18 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

## 22-19 児童福祉事業

児童福祉事業については、少子化社会に相応しい福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

## 22-20 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉事業のあり方について現行サービスを踏まえて調整を図るものとする。

## 22-21 保育事業

### (1) 保育料

平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から国徴収基準額の65%を目途とした体系により算定し統一する。ただし、飯南町及び飯高町については、激変緩和措置としてそれぞれ平成17年度から5年間で調整するものとする。

平成22年度において統一される保育料の基準額は、国徴収基準額を参考に近隣市との均衡等も考慮し設定する。

保育料の減額及び延長保育料については、松阪市の例による。

### (2) 保育時間

松阪市の例による。

長時間保育、延長保育は、地域の実情や入所希望者を考慮した上で調整する。

## 22-22 生活保護事業

生活保護事業については、国、県の社会福祉制度により、新市において実施する。

### (1) 保護の級地

法定受託事務のため、法令のとおりとする。

### (2) 法外扶助の決定

新市において調整する。(自治事務)

合併年度は、松阪市の例による。

## 22-23 病院・診療所事業

病院・診療所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-24 農林水産関係事業

- (1) 国・県補助事業及び継続事業  
新市においても引き続き実施する。
- (2) 農林水産業団体の指導・育成  
新市においても引き続き実施する。
- (3) 農道・林道等  
現行のとおり新市に引き継ぎ、整備を推進する。
- (4) 農業集落排水事業  
現行のとおり新市に引き継ぎ推進する。
- (5) 湛水防除施設の維持管理  
新市に引き継ぎ調整する。

22-25 商工・観光関係事業

- (1) 商工業の振興を図るための各種事業  
現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
- (2) 各種観光事業  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 競輪事業  
現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-26 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。

22-27 建設関係事業

- (1) 市町道認定・廃止・変更  
市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
新市における道路認定基準については、合併時まで調整する。
- (2) 道路維持修繕事業  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 河川維持修繕事業  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 建設関係事業  
新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

## 22-28 都市計画事業

- (1) 都市計画の決定及び変更  
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに調整する。
- (2) 都市計画マスタープラン  
新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、新たに策定する。
- (3) 開発指導要綱  
松阪市の例により調整する。

## 22-29 上・下水道事業

### ◆上水道

- (1) 料金体系  
合併時に統一を図る。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。  
三雲町及び飯南町の使用者のうち、新料金体系を導入することにより料金が高くなるものについては、その差額に対し、平成17年度から5年度の間、段階的不均一料金を適用する。
- (2) 量水器閉開栓、精算  
松阪市の例により調整する。ただし、開栓の場合のみ手数料を徴収する。  
水道使用証明書手数料は、諸証明の額に準ずる。
- (3) 給水区域  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 給水装置工事の新規加入分担金  
松阪市の例により調整する。  
ただし、口径30mmについては、嬉野町の例による。

### ◆簡易水道

- (1) 料金体系  
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 給水区域  
現行のとおり新市に引き継ぐ。

### ◆下水道

- (1) 受益者負担金  
松阪市及び嬉野町については、合併時に統一を図る。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。賦課方式は面積割とし、1㎡当たり単価は、568円とする。(単位負担区制)

三雲町については、事業完了年度（平成27年度）まで現行のとおりとする。なお、平成20年度以降の三雲町地域における受益者負担金については、現在の公共下水道整備基金により財源補てんを行うものとする。

(2) 下水道使用料

料金体系については、上水道に準ずる。

使用料平均単価については、1㎡当たり205円20銭（税抜き）とし、合併時に統一を図る。ただし、平成16年度は現行のとおりとする。

嬉野町及び三雲町の使用者のうち、新料金体系を導入することにより料金が高くなるものについては、その差額に対し、平成17年度から5年度の間、段階的不均一料金を適用する。

(3) 使用水量の認定

水道水のみ家庭及び井戸水のみ家庭については、松阪市及び嬉野町の例による。

井戸水と水道水を併用の家庭については、嬉野町の例による。

22-30 市(町)立学校(園)の通学区域

通学区域については、通学距離の事情により旧市町界付近の校区外通学の弾力的運用を合併前に検討する。通学区域の見直しについては、新市において速やかに調整する。

22-31 学校教育事業

(1) 生活保護家庭高校奨励金事業及び高校、大学入学援助金事業

松阪市の例により新市に引き継ぎ、新市において実施する。

(2) 新入学児童等への消耗品の配布

通学用ヘルメットは、希望校の小学1年生、4年生及び中学1年生に配布する。

小学校新入学の交通安全帽子は、ヘルメット配布校以外の希望校に配布する。

(3) 学校給食の実施方法

年間給食回数は、基本183回とし、メニューは地産地消を考慮する。

小学校及び中学校の学校給食については、現行のとおりとする。ただし、松阪市における中学校の学校給食は、将来実施の方向で検討する。

給食費については、5市町の平均単価で調整し統一する。

## 22-32 社会教育事業

### (1) 新市公民館体制

新市中央公民館は、新市教育委員会事務局内に置き、現在の5市町中央公民館を主要公民館として設置する。さらに現在の5市町地区公民館を置く体制により調整する。

### (2) 新成人のつどい

平成17年1月は、旧市町単位で実施することとし、翌年度以降は新市において調整する。

### (3) 広域図書館制度

廃止の方向で調整する。ただし、新市において各地域への図書の巡回配本を行う方向で調整する。

### (4) ブックスタート事業

三雲町の例により実施の方向で調整する。

## 22-33 文化振興事業

### (1) 文化祭及び文化協会

現行のとおり新市に引き継ぎ、細部については速やかに調整する。

### (2) 文化財

現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 22-34 その他の事業

### (1) 指定金融機関等の指定

指定金融機関等の指定については、合併時まで調整する。

公金取扱手数料については、関係金融機関と調整を図り、合併時に統一する。

### (2) 入札及び契約に係る業務

条件付き一般競争入札制度を導入する。ただし、合併当初は、期限付きで5市町ごとに地域要件を条件とする入札を実施することも考慮するものとする。

## 23 新市建設計画


新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

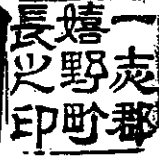
松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく松阪地方合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名し、調印する。

平成16年 2月19日


松 阪 市 長

下 村 猛 

嬉 野 町 長

笹 井 健 司 


三 雲 町 長

市 川 庄 一 

飯 南 町 長

中 野 孝 是 

飯 高 町 長

宮 本 里 美 



立 会 人

松阪市議会議長

小坂五郎

嬉野町議会議長

坪井茂

三雲町議会議長

前川幸敏

飯南町議会議長

中村晋

飯高町議会議長

不殿喜久彦

三重県津地方県民局長

本多隆志

三重県松阪地方県民局長

山鋪哲

学識経験者

高橋保幸

松阪市

梅村郁子

嬉野町

岡野謙次

三雲町

伊藤末治

飯南町

中谷和雄

飯高町

福井弘